

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和4年5月31日

徳島県知事 殿

住 所 徳島県板野郡板野町大寺字露ノ口 55-2
名称及び代表者の氏名 板野町商工会
会 長 東 條 義 人

住 所 徳島県板野郡板野町吹田字町南 22-2
名称及び代表者の氏名 板野町長 玉 井 孝 治

令和4年3月18日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項 担当経営指導員の変更
2. 変更事項の内容 担当経営指導員の退職により、担当経営指導員を河野剛次から岡山久志に変更

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：岡山久志

(別表 1)

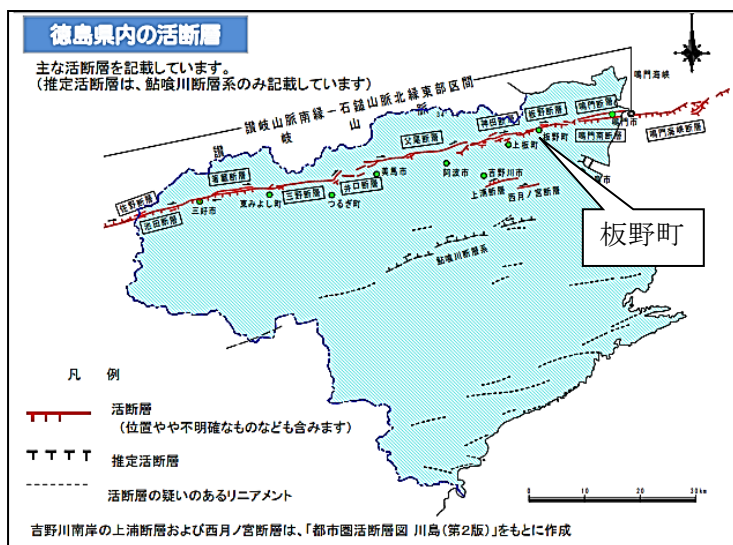
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

本町は、徳島県北部、吉野川下流の北岸に位置し、徳島市とは直線で 12km、鳴門市とは 14 km の距離にある。地勢は町域の 2/3 が丘陵地で、残りの 1/3 が吉野川、旧吉野川、宮川内谷川沿いに広がる平野となっている。



太古よりの歴史を有し、律令時代には南海道が通り、当時の地方役所「板野郡衙」が設置され昔からの交通の要所として機能していた。また、四国霊場八十八箇所の 3 番～5 番までの三つの霊場を有し、歴史・文化的な蓄積を多く有している。

板野町の地質は、阿讃山脈に分布する和泉層群とその南麓に点在する古期扇状地礫層(土柱礫層相当層)、平野部の沖積層に分けられる。また、山地と平野の境には、中央構造線が位置する。

一方、気象状況は、本町には公的気象観測所がないため、鳴門市の気象観測資料から推測すると、年平均気温は約 16℃と阿波市や小松島市と同じで、県内では牟岐の 17℃につぐ温暖地域である。年降水量は 1,531mm と、県内では最も少ない地域に入る。

(洪水)

板野町総合防災マップにおける「洪水浸水想定区域図」によると、「吉野川」が氾濫した場合、本町市街地エリアの大部分が 3m～10m の浸水が予想されている。中には 10m～20m の浸水が予想されるエリアもある。

また、「旧吉野川」が氾濫した場合、旧吉野川沿いのエリアでは 5m～10m の浸水が予想されている。さらに、「宮川内谷川」が氾濫すると、同河川沿いのエリアでは、多いところでは 3m～5m の浸水が予想されている。

いずれの場合も、本町農業の中心地が壊滅的な打撃を受け、特産の漬物事業者の影響は計り知れない。

(土砂災害)

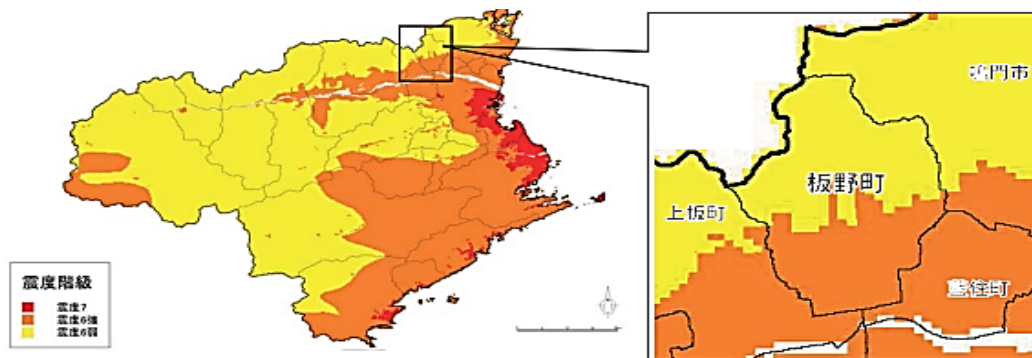
「徳島県水防・砂防情報マップ」によると、当町の県道 1 号線沿いの山間部では、土砂災害警戒区域に指定されているエリアが点在している。中には特別警戒区域に指定されているエリアもある。同地区は、香川県に抜ける交通の要所であり、本町観光拠点「あせび温泉」も立地している。

(地震)

徳島県総合地図提供システムにおける「防災・減災マップ」によると、今後 30 年以内に 70～80%

の確率で発生する可能性が高い南海トラフ巨大地震が発災すると、本町の大部分のエリアで震度6強の揺れが想定されている。同エリアには、本町における商業集積や事業所のほとんどが含まれている。震度6弱を含めば、本町全域が対象になる。

被害想定は次の通りである。



■被害想定

南海トラフ巨大地震が発生した際に板野町に想定される被害として、以下のような結果が示されています。

| | | | |
|--|--|---|---|
| 建物全壊・焼失棟数 約 860 棟 <small>冬の18時に発生した場合</small> | 建物半壊棟数 約 1,600 棟 | 死者数 約 50 人 <small>冬の深夜に発生した場合</small> | 負傷者数 約 330 人 <small>冬の深夜に発生した場合</small> |
| 上水道 断水率 85% <small>1日後 (断水人口 13,700 人)</small> | 下水道 支障率 100% <small>1日後 (支障人口 3,100 人)</small> | 電力 停電率 61% <small>1日後 (停電件数 4,100 軒)</small> | 通信 (固定電話) 不通率 61% <small>1日後 (不通回線数 2,300 回線)</small> |
| 避難者 約 4,600 人 <small>1週間後 (うち避難所生活者 2,300 人)</small> | 帰宅困難者 約 860 ~ 1,000 人 | <small>参照：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定 (第1次) (平成25年7月) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定 (第2次) (平成25年11月)</small> | |

また、中央構造線・活断層地震は、今後30年以内に発生する可能性が0.4%以下と低いですが、発災すると本町の大部分のエリアで震度7という大きな揺れが想定されている。

(その他)

本町で発生する大規模な風水害は、ほとんどが台風である。本町に被害をもたらした主な風水害は、平成16年10月20日の第23号台風である。

また、当町は北部に山林を有している。昭和53年8月に発生した林野火災は5日間に及び、110haを焼失した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

一方、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない場合、人と人の接触自体がリスクになる。このため、感染症拡大局面においては、人の移動が制限されることにより、事業活動に大きな制約が生じることが予想される。

例えば、感染症の拡大により、①従業員自身や家族の発症に伴う就労の困難②学校の閉鎖や介護サービスの停止等により従業員等の出社が困難③消費者行動の変化や行政からの外出自粛要請などにより事業活動への大きな影響④取引先等においてクラスターが生じ一時取引停止となる等により当町においても多くの町民の生命や生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (令和3年度徳島県商工会連合会実態調査より)

| | |
|---------|-------|
| 商工業者等数 | 445 者 |
| 小規模事業者数 | 378 者 |

【商工業者の状況】（令和3年度徳島県商工会連合会実態調査より）

| | 業 種 | 商工業者数 | 備考(事業所の立地状況等) |
|------|----------|-------|---------------|
| 商工業者 | 製造業 | 51 | 町内に点在 |
| | 建設業 | 88 | 〃 |
| | 卸・小売業 | 127 | 〃 |
| | 飲食・サービス業 | 156 | 〃 |
| | その他 | 23 | 〃 |
| | 合 計 | 445 | |

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

① 防災計画の策定

地震や風水害、また、林野火災などの大規模な事故から、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて板野町地域防災計画を策定。町域の防災に関する指針となるもので、防災対策における基本方針のほか、町、県、国、その他関係機関、住民、事業所等の役割分担を示している。

なお、近年の災害を踏まえ令和2年度に一部修正している。

② 防災訓練の実施

毎年9月1日を基本に防災訓練を実施。令和2年には、「とくしまシェイクアウト(県民一斉防災行動訓練)」を実施している。シェイクアウト訓練とは大規模地震を想定し時報や社内放送などを合図にその場で自ら「姿勢を低くし頭も守りじっとする」の基本行動を即座にとれるよう取り組んだ。

③ 防災備品の備蓄

町では、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、避難を余儀なくされる方々のために、1日分程度の非常用食料・飲料水、生活必需品等を備蓄台帳で管理し、備蓄の定期的な整備更新を行っている。

④ 自主防災組織の育成・連携

町は、住民による自主防災組織の育成及び活性化を図るとともに、企業の防災対策を支援している。

■ 板野町における自主防災組織の現状

令和2年6月1日

| 管内世帯数 | 自主防災組織数 | 結成地区世帯数 | 自主防災組織活動力パー率 |
|----------|---------|----------|--------------|
| 5,733 世帯 | 81 団体 | 5,214 世帯 | 90.9% |

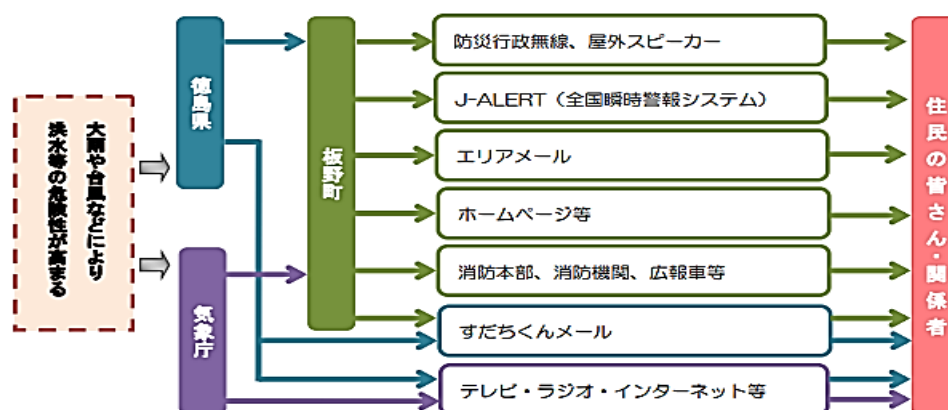
⑤ 防災拠点施設等の整備

町では、被災地外からの支援物資や人的応援を速やか、かつ的確に受入れ、救援・復旧活動を展開するため、防災拠点施設や地域の拠点となる避難所の整備・選定を進めている。令和3年完成の『道の駅「いたの」』防災エリアには、避難所や備蓄倉庫、ヘリポート、耐震性貯水槽等を備えており、災害時の防災拠点施設としての活用を図っており、令和3年9月1日には徳島県総合防災訓練を実施した。

| 区分 | 施設 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 災害対策活動拠点 | 板野町役場、道の駅「いたの」 |
| 避難拠点 | 指定避難所 |
| 物資輸送拠点（ヘリポート） | 板野町田園パーク町民スポーツガーデン、道の駅「いたの」 |
| 消防活動拠点 | 各消防詰所、板野町コミュニティ消防センター |
| 救援物資集積拠点 （地域内輸送拠点） | 板野町田園パーク健康の館 |

⑥防災情報の伝達

町は、気象に関する警報、注意報、気象情報、火災予防のための気象通報、震度情報などを受領した場合、その現象によって災害が予想される地域の住民の皆さん及び関係者に、以下の系統で伝達を行い、周知徹底を図る体制を構築している。



2) 当商工会の取組み

①事業者BCP等に関する国、県の施策の周知

巡回指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子配布、中小企業庁の「事業継続力強化計画認定制度」の周知及び当認定申請書作成サポートの案内、並びに当計画に必要な会員事業所所在地のハザード情報レポートの無料提供の案内や、防災、減災に関心のある事業者へ事業継続力強化計画作成支援のためのセミナー開催を実施してきた。

②防災ハンドブックの配布

㈱エフエム徳島の作成した防災ハンドブックを事業者に配布するとともに、事業者に対し備蓄品の準備・確認、確認避難場所の確認、訓練実施、連絡網の整備などについて啓発している。

③BCP策定および事業継続力強化計画策定支援に向けた専門家派遣

従来から、BCP策定指導を目的とした専門家派遣を実施してきたが、希望者数は多くはなく、専門家の協力のもと、BCP（入門コース）に落とし込む手法でBCP作成のきっかけ作りをしてきた。また、本年度は、事業継続力強化計画の必要性、メリット、指導を専門家より受け

た。

④板野町との連携による備蓄物の納品

毎年1回、板野町へ備蓄物（飲料水・非常食等）を納品。

⑤地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動

毎年1回、事業者へビジネス総合保険パンフレットを送付するとともに、巡回時にパンフレットを携帯し各事業者の立地場所の災害リスクについて情報共有を行い、リスクヘッジを促した。

⑥板野町との連携による防災訓練の実施

板野町が9月に実施する防災訓練への参加及び協力

⑦防災備品の備蓄と点検

懐中電灯、乾電池、消毒液、カットパン、水ペットボトル、ライター、ゴミ袋、軍手、タオル、ブルーシート等の備蓄を確認し、古くなったものは定期的買い替えている。

⑧商工会災害システムの導入

商工会職員等が確認した被災状況を、本システムから携帯端末等で入力（徳島県商工会連合会等へ報告）することにより、速やかに商工会組織全体で被災情報等の共有を図り、迅速な被災地支援とする。

II 課題

現状では、被災、発災について漠然としか捉えていないのが現状で、災害リスクに対しての準備、緊急時の取り組み、協力体制、連絡網等の整備について、充分できていない。

また、平時、緊急時に対応を推進するノウハウを持った人員が確保できておらず、土日、祝祭日に被災した場合、職員が町外、遠隔地から通勤しているため、参集に時間を要する可能性が高い。更に、保険・共済などリスクマネジメントに関して助言、指導・支援を行える職員が不足しており能力不足と人的不足という課題が浮き彫りになっている。

① 管内小規模事業者の危機意識の不足

「(自分は) まだ大丈夫」「災害が発生すれば、その時に考えればいい」「被災状況が良くわからない」など、危機意識の不足が多々見られる。

② 事業者BCP、事業継続力強化計画策定が進んでいない。

計画の必要性、実効性、効果について理解が進まず、また計画策定の段階まで進んでも、専門家や経営指導員等他人任せになりがちで、計画の実効性を担保することが難しい。

③ 計画策定支援ノウハウ不足

職員のBCP、事業継続力強化計画策定支援の経験不足、ノウハウが不足しており、専門家や損保会社との連携が必要である。

④ 小規模事業者向けの簡易な策定ツールの不足

国や全国商工会連合会からBCP策定マニュアル等のツールが提供されているが、労力を要するものであるため小規模事業者には時間が無く、ハードルが高すぎるとの意見が多い。支援者が作成支援しても事業者が作成に殆ど関われないのが現状で、支援者の一方的な計画策定になりがちである。

また、事業継続力強化計画においても、計画策定には事業者の主体的な取り組みが必要であり、事業者が時間と手間をかけずに作成できるようなツールが必要である。

⑤ 緊急対応に関する町と商工会との連携体制が整っていない。

現在、町と商工会それぞれの業務継続計画に従って、事前対策、応急対策を行うこととしているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。今後、委員会等の設置により意見交換の場を設け、本事業継続力強化支援計画の定期的見直しや、被害状況把握、緊急相談窓口設置の具体的手順等の協議の場としたい。

⑥ 新型コロナウイルス等の感染症対策の徹底

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知などが必要である。

Ⅲ 目標

板野町地域防災計画に基づき、近々発生する可能性の高い大規模自然災害に備え、中小企業等のいち早い復旧対策について、町、商工会が一体となって取り組み、管内小規模事業者が大規模自然災害の発生後も経済活動を継続することを目標とし次の取り組みを行う。

① B C P、事業継続力強化計画策定支援の実施

- ・地域内小規模事業者に対し、災害のリスク及び事前対策の必要性を周知するとともに、地震リスク、水災リスク軽減のため地震保険、火災保険、ビジネス総合保険等の推奨及び現行の保険、共済の見直し相談等を通じ事前対策を強化する。
- ・事業継続、再開のため災害時に実行すべき項目に優先順位をつけて整理を促すとともに、まず初動対応を整理し、「B C P(入門コース)」のフォームに落とし込むことで、本格的なB C P(入門コース以降の段階)作成を促す。さらに、専門家等の支援を受け事業継続力強化計画の作成を推進する。令和5年3月末までに4者(入門コース2者、事業継続力強化計画2者)、令和9年3月末までに26者(入門コース12者、事業継続力強化計画12者、B C P2者)の計画作成、及び認定を目標とする。

(5年間の計画作成目標)

| 項 目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| B C P(入門コース) | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 事業継続力強化計画 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| B C P(入門以降の段階) | — | — | — | 1 | 1 |

※B C P(入門コース)については、具体的な記載例もあり、比較的複雑ではないので、小規模事業者でも取り掛かりやすい。一方、事業継続力強化計画は、支援する専門家及び経営指導員の主導による計画作成を目的としていないため事業主の理解と積極性が必要となり、計画作成に時間を要すると思われる。

② 被害状況の把握、連絡網、報告ルートの確立

- ・発災時における連絡体制を円滑に実施するため、板野町への被害情報報告ルートを構築する。
- ・役職員の連絡網の定期的修正、管理により、各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

③ 応急・復興支援を行うための連携体制の整備

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、商工会内部における職員の業務実施体制、役職員の連絡体制、緊急窓口相談コーナー設置の体制づくりのため日本政策金融公庫、鳴門市公共職業安定所、よろず支援拠点、徳島県商工会連合会等関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・また、域内において感染症発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「域内感染者発生期」と細分化した4段階目）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合、速やかに徳島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

板野町商工会と板野町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1・事前対策】

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「ハザード情報レポート」や「防災ハンドブック」等を用いながら、事業所立地場所において想定される自然災害等のリスク及びその回避・軽減策について説明する。
- ・損保会社と連携し、保険見直し相談を実施、自然災害に対するリスク管理の見直しや被災による事業再開のための費用担保について説明する。
- ・窓口・巡回指導時やホームページ等で国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の紹介、BCPに取り組んだ事例紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、とくしま産業振興機構等専門家と連携し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定や事業継続力強化計画の作成による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 板野町商工会自身の事業継続計画の作成

- ・（別添参照）事業継続計画（令和元年9月作成）。

3) 関係団体との連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社他と全国商工会連合会との協定による専門家派遣を依頼し、ハザード情報提供、小規模事業者対象普及啓発セミナー、保険見直し相談、損害保険の紹介を行う。
- ・徳島大学環境防災研究センターの開催するセミナー、講習会への職員参加、事業者への周知。また、「BCP（入門コース）」や「事業継続力強化計画」作成支援のため専門家として派遣依

頼する。

- ・とくしま産業振興機構と連携しBCP、事業継続力強化計画等の作成支援につき連携する。また、専門家派遣によりグループ補助金等、国、県施策助成金、補助金等についての説明、申請支援を連携して支援する。
- ・感染症対策としては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・BCP（入門コース）作成事業者に対し、内容の定期見直し支援及び専門家を交えた事業継続力強化計画の作成を支援する。
- ・現在加入の保険見直し相談会に参加した事業者に対し、見直し後の保障内容について確認する。
- ・事業継続力強化計画策定事業者については、定期的な見直し、実施状況確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 6.0 以上の地震）が発生したと仮定し、避難経路の確認、職員、役員、行政との連絡網の確認等を行う。
- ・避難訓練の実施

【2・発災後の対策】

自然災害の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に各自、自身及び家族の安否確認を行い、通信網が使用可能なら職員間の携帯等で連絡する。また、大まかな被害状況（家屋被害、道路被害状況等）、業務従事の可否も同時に各自連絡する。これらの、役職員安否情報、被害状況は町と携帯等で情報共有する。安否確認後、職員召集の可否を確認し、職員参集後、次の非常時優先業務について町と協議する。尚、徳島県商工会連合会へは商工会災害システム等にて報告する。

◆町と連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 被害調査・経営課題の把握
- 復興支援策活用の支援業務

応急対策実施には、参集できる職員の確保をはじめ、事務所、ライフラインの確保も必要なので応急対策実施の可否を確認するための仕組みを町と整備する。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
 - ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、板野町における感染症対策本部設置に基づき板野町商工会による感染症対策を行う。
- #### 2) 応急対策の方針決定
- ・板野町商工会と板野町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（在宅時の豪雨のケース）職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
（在宅時の大型地震のケース）職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できて

から、通勤経路の確保、安全確認後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

徳島県商工会連合会、上板町商工会、藍住町商工会に応援要請。

- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

出勤時、平時に被害発生の場合は、板野町役場担当課、及び商工会役員と連携し被害状況を確認。

道路等安全確認できた場合は、町内巡回し被害状況を確認する。

(被害状況の目安は以下を想定)

| | |
|--------|---|
| 大規模被害 | <ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 3%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。 |
| 被害あり | <ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害なし | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、板野町商工会と当町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間 1日に3回連絡する。

1週間～2週間 1日に2回連絡する。

2週間～1ヶ月 1日に1回連絡する。

2ヶ月以降 2日に1回連絡する。

- ・板野町で取りまとめた「板野町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

【3・発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(役員による各地区の被害状況の報告を実施)

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

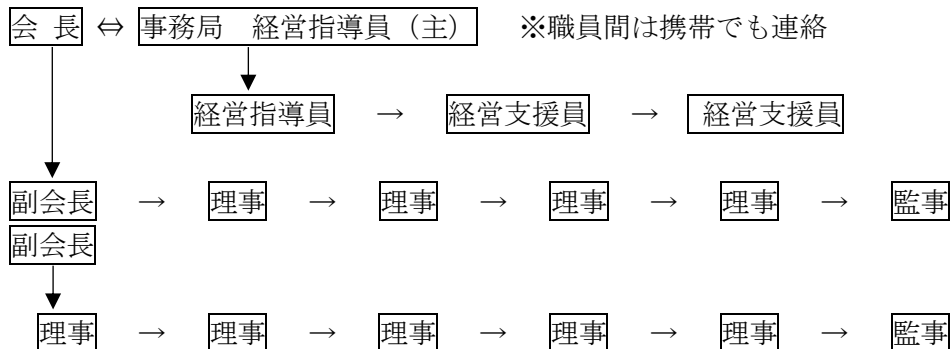
- ・板野町商工会と板野町は被害状況確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・板野町商工会と板野町が共有した情報を徳島県の指定する方法にて板野町商工会又は板野町より徳島県へ報告する。

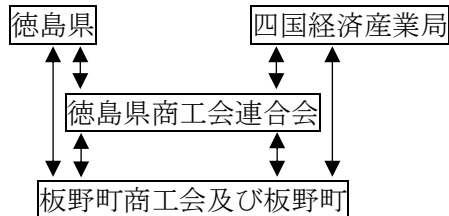
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、板野町商工会と板野町が共有した情報を県の指定する方法にて板野町商工会又は板野町より県へ報告する。

※指示命令系統・連絡体制 (安否確認)

(板野町商工会内部)



(板野町商工会外部)



【4・応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- 相談窓口の開設方法について、板野町、鳴門公共職業安定所、日本政策金融公庫と相談する。
(国、徳島県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- 安全性が確認された場所において、板野町、鳴門公共職業安定所、日本政策金融公庫、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、徳島県商工会連合会と連携して相談窓口を設置する。
被災により一時的な離職や廃業も考えられるため、鳴門公共職業安定所との連携により速やかな雇用保険基本手当の受給申請を進める。また、事業再開により従業員を確保したい事業者には、求人票作成支援をし、公共職業安定所間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。
また、日本政策金融公庫との連携により、事業者の事業再開のための特別融資の斡旋や、既存の借入金の条件変更等を迅速に対応し資金繰りを支援する。
被災した、事業者、従業員やそのご家族のため徳島県商工会連合会、及び、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携により、迅速な共済、保険の給付金申請手続きにより、生活資金、事業資金面を支援する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

下記の要領で地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

| 段階 | 時期 | 被害調査の内容 | 確認方法 |
|----|---------------------|---|---|
| 1 | 発災直後～ 2日程度 | 役職員安否確認、人的被害確認 | 役職員連絡網で確認 役員連絡網にて各地区の被害状況報告確認 |
| | | 大まかな被害確認 (職員参集可否、及び居住地から勤務地経路被害状況確認) | |
| 2 | 安全確認後 ～7日程度 | 直接被害の確認 (非住居被害、商工関係被害) | 管内小規模事業者を対象に 巡回訪問による聞き取り |
| | | 間接被害の大まかな確認 (再開可否、商品原材料調達状況等) | |
| 3 | 発災4日 後～14日 程度 | 経営課題の把握 (事業再開、資金繰り、共済請求手続き等) | 管内小規模事業者を対象に 巡回訪問による聞き取り。 相談窓口設置後は窓口相談。 |
| | | 間接被害の確認 (売上減、経費増、風評被害等) | |

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、町施策、補助金等の申請支援を行う。

【5・地区内小規模事業者に対する復興支援】

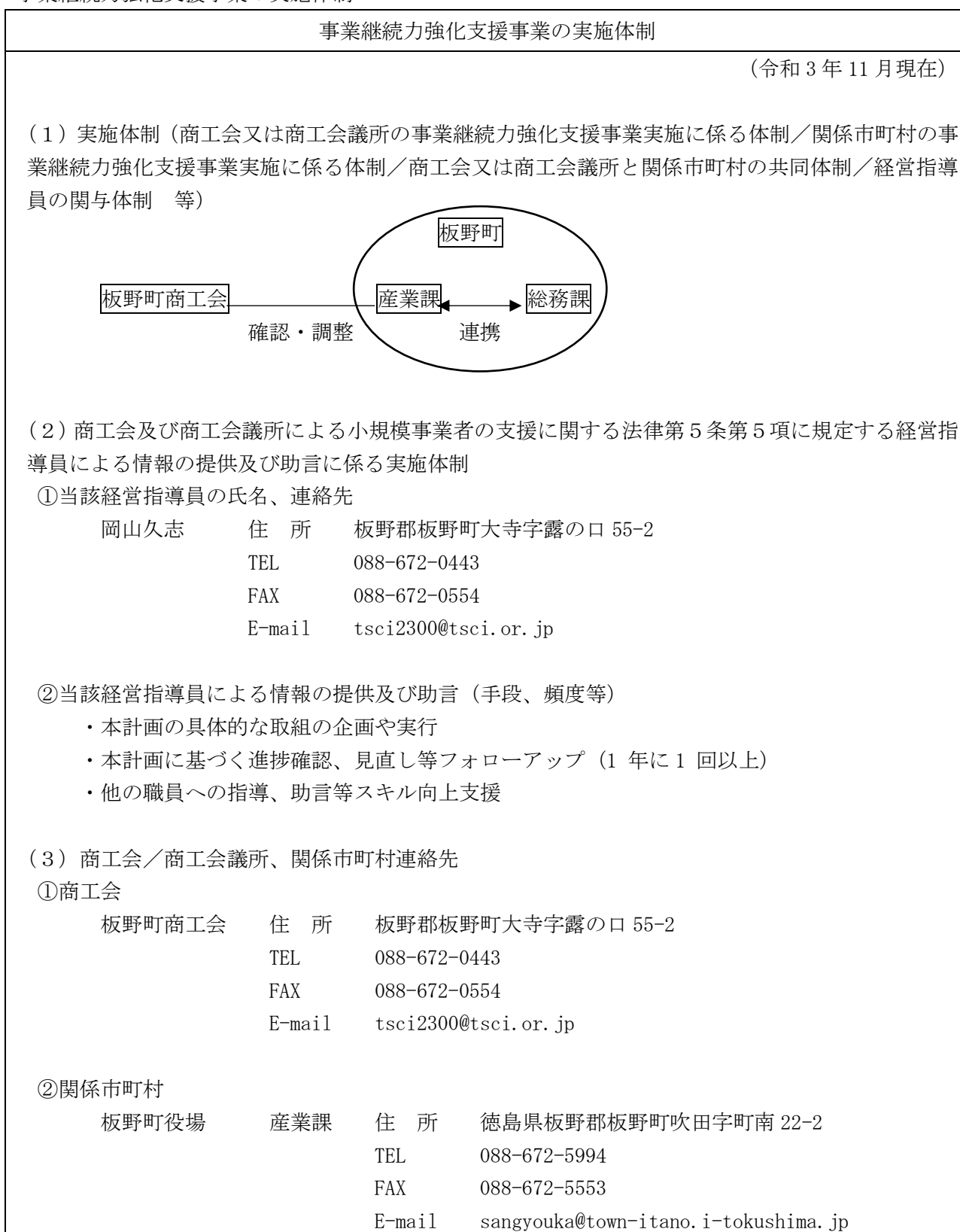
- ・ 国、徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を、徳島県、徳島県商工会連合会、また近隣の上板町商工会、藍住町商工会に相談する。
- ・ 被災後の臨時的仮設商店・商店街の開店支援
安全性の確保される場所において、上板町商工会、藍住町商工会との連携により、交通網が遮断されていなければ、一時的に上板町、藍住町の事業者から仕入、仮設店舗にて販売を行う。
そのための、具体的な連携方法について上板町商工会、藍住町商工会と協議する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



総務課 住 所 徳島県板野郡板野町吹田字町南 22-2
 TEL 088-672-5980
 FAX 088-672-5553
 E-mail soumu@town-itano.i-tokushima.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 149 | 149 | 149 | 149 | 149 |
| ・ 専門家派遣 | 66 | 66 | 66 | 66 | 66 |
| ・ セミナー開催費 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 |
| ・ パンフ・チラシ作成費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|---------------------|
| 会費収入、国・県・町補助金、事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|---|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 支店長 宗実 晃弘 住所 徳島県徳島市徳島町 2-19-1 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ①想定被害の把握のため「ハザード情報レポート」の提供 ②損保商品の見直し相談 ③BCP、事業継続力強化計画策定への専門家派遣 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| あいおいニッセイ同和損保株式会社 徳島支店 「ハザード情報レポート」の提供により、各事業所に想定被害及び想定リスクを認識させる。 また、必要に応じリスク管理として損保商品の見直し相談の実施。 BCP、事業継続力強化計画作成支援のため専門家を派遣する。 簡易に入手できるハザード情報レポートにより、事業所が減災、防災意識が高まる効果を期待、また、簡易キット「BCPキットくん」利用により事業継続力強化計画、BCPへの取り組むきっかけになる効果を期待する |
| 連携体制図等 |
| ○あいおいニッセイ同和損保株式会社 徳島支店 ハザード情報レポート、損保見直し相談、専門家派遣依頼 <pre>graph LR; A[板野町商工会] <--> B[あいおいニッセイ同和損保]</pre> ハザード情報レポート提供、損保見直し相談開催、専門家派遣 |